

令和8年度

新婚生活を応援します！

(川俣町結婚新生活支援事業)



これから夫婦として新生活をスタートさせようとする世帯を対象に、結婚に伴う新生活のスタートアップにかかる費用（家賃、引越費用等）の支援を行います。

事業概要



どのような世帯が対象なの？

次の①～④の要件をすべて満たす世帯が対象となります。

- ① 令和8年1月1日から令和9年3月31日までに入籍した世帯であること。
- ② ご夫婦ともに町内に定住していること。
- ③ ご夫婦ともに町税等の滞納がないこと。
- ④ ご夫婦の所得を合わせて500万円未満であること。*
- ⑤ ご夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯であること。

* 奨学金を返還している世帯は、奨学金の年間返済額をご夫婦の所得から控除

どのような費用が対象なの？



新居の住宅費

- ① 新居の購入費
- ② 新居の家賃、敷金・礼金、共益費、仲介手数料
- ③ 新居のリフォーム費用

新居への引越費用

- ④ 引越業者や運送業者に支払った引越費用

※①～④は令和8年4月1日～令和9年3月31日に支払った費用が対象



いくら補助を受けられるの？

夫婦ともに、**29歳以下の世帯**は、上記の新居の住宅費、引越費用を合わせて、1世帯あたり**上限60万円**、**それ以外の世帯**は**上限30万円**です。

本事業をご利用された方の声

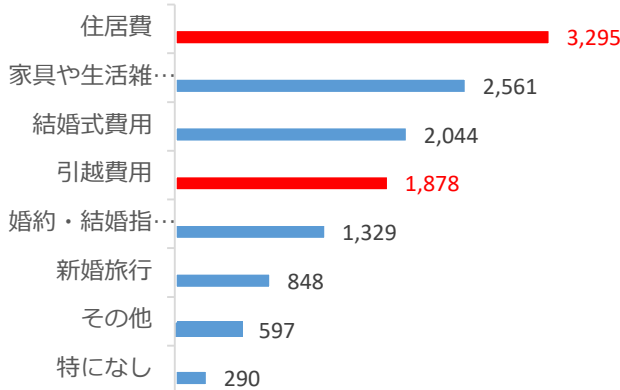
令和3年度結婚新生活支援事業実施自治体において、結婚新生活支援事業の申請のあった世帯を対象としたアンケートの結果（令和4年9月公表）から、

- ① 結婚に伴う経済的不安として「住居費」が最も多い回答数です。
- ② この事業を利用された方の多くは、経済的不安の軽減に役立ったと回答しています。

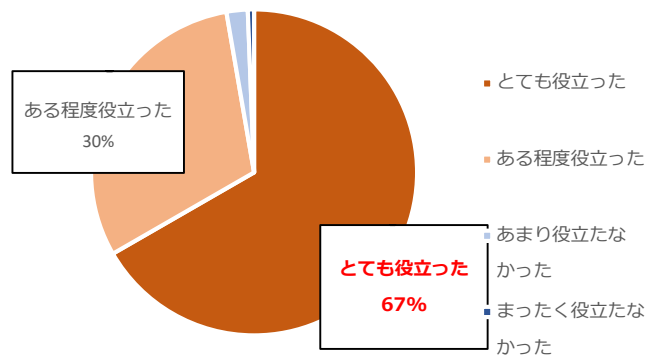


結婚新生活支援事業に係るアンケート調査結果（令和4年9月）

① 結婚に伴う経済的不安は何を思い浮かべるか



② 経済的不安の軽減に役立ったと思うか



申請方法について

- 事業の詳細や必要な手続き、書類については、下記の担当課へお問い合わせください。
- 制度の概要については、川俣町公式HP「結婚新生活支援事業」をご覧ください。
- 受給要件の一つ「ライフデザイン等に関するWEB講座」は下記QRよりご確認願います。



【講座の内容】

- ・ライフデザイン（00:28～）
- ・プレコンセプションケア等（02:02～）
- ・共家事・子育て等（05:03～）

【お問合せ先】

川俣町政策推進課まちづくり推進係 / TEL 024-566-2111（内線2405）